

相談	令和3年11月2日
要旨	所定労働時間 8 時間ちょうどの会社の休憩時間は 1 時間か 45 分か？
質問	当社は、所定労働時間がちょうど8時間ですが、休憩時間は 45 分間です。所定労働時間がちょうど8時間の会社は休憩時間が 1 時間というところが多いのですが、これでよいのでしょうか。
回答	休憩時間の法定基準を定める労働基準法第 34 条は、 (休憩) 第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少なくとも四十五分、八時間を超える場合には少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。 ② 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。 ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。 と定めていますので、所定労働時間がちょうど8時間というのは、労働時間が六時間を超えるますが、八時間を超えない場合ですから、少なくとも四十五分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。 したがって、貴社の休憩時間は 45 分でよいわけですが、問題が二つあります。 一つ目は、労働基準法が「労働時間が8時間を超える場合」として、所定労働時間が8時間を超えるとは言っていない点です。 つまり、所定労働時間が8時間を超えていなくても、来客対応や電話応接で所定労働時間を超えてしまった場合も、労働時間が8時間を超えた場合になり、この場合は少なくとも一時間の休憩時間を与えなければなりません。 すると、貴社の休憩時間は 45 分間ですから 15 分間の休憩時間を追加で与えなければなりません。 二つ目は、「休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」ということです。 すると、来客対応や電話応接で所定労働時間を 5 分ばかり超えてしまった場合でも、追加に休憩時間を追加で与えて、その後に少し仕事をして貰って帰ってもらう必要があります。 8 時間ちょうどの所定労働時間を少し超えて働いて、早く帰りたい労働者をさらに 15 分間引き留めて休憩させる義務が会社に生じることになりますので、通例、所定労働時間がちょうど8時間の会社は、法を上回って休憩時間を 1 時間とする現実的対応をしております。